

令和4年12月8日

野田市自治会連合会常任理事各位

野田市市民生活部長

パブリック・コメント手続の実施について

寒気の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より、防災行政に対しまして特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月16日の自治会連合会常任理事会でご説明をさせていただきました、防災活動に関する事務事業の見直しに係るパブリック・コメント手続を下記により実施いたしますので、周知等ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 政策等の案 防災活動に関する事務事業の見直し
2. 意見募集期間 令和4年12月21日（水）から令和5年1月20日（金）
3. 文書閲覧場所等
野田市ホームページ、市役所2階防災安全課（担当課）、
市役所1階行政資料コーナー、いちいのホール1階行政資料コーナー
各公民館
（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）、
各図書館（興風、南、北、せきやど）、生涯学習センター
4. 意見提出方法
防災安全課窓口・FAX（04-7123-1087）、上記文書閲覧場所設置の意見投函箱、
ちば電子申請サービス・電子メール（市ホームページをご確認ください）

問合せ先：防災安全課計画係
担 当：染谷・原田
電 話：04-7136-1779（直通）

防災活動に関する事務事業の見直しについて（パブリック・コメント手続）

1 防災活動に関する事務事業見直しの経緯・理由・目的

災害時に被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助が一体となることが必要で、特に自治会や自主防災組織等の地域社会が協力して地域を災害から守る共助が重要と位置づけ、本市では、自主防災組織の防災活動に対し、「野田市自主防災組織育成補助金」を交付し、防災力の強化に努めているところです。

しかし、本市では、自治会の加入率は年々減少し、自治会員からは、防災活動含む行政関係の負担が大きいことが問題となっているところであります。

そのため、この度、自主防災組織の母体となる自治会の防災活動に関する事務事業の見直し素案について、自治会連合会常任理事会で協議・了承をいただいたことから、パブリック・コメント手続にて広く意見を募集しようとするものです。

2 防災活動に関する事務事業見直しの内容

自主防災組織の現状と課題を示し、自主防災組織の組織化率の向上及び自主防災活動の活性化に対し、今後の本市の考え方や取り組み方を提示しております。

また、特に自治会等の負担となっている防災活動に対しての経費について、現状の「野田市自主防災組織育成補助金」のうち、「活動補助金」と位置づけている補助金を以下のように見直し、負担軽減と防災活動の活性化を図ります。

- ・ 交付対象の団体を既存の自主防災組織に加え、自治会も対象に追加する
- ・ 補助金の対象となる訓練項目を追加し、それぞれの訓練で補助金を交付する（これまでより抵抗なく参加可能な訓練も追加している）
- ・ 補助金の対象を自主防災組織構成世帯数から訓練参加人数に変更する
- ・ 運営に必要な活動補助金を新たに追加する

3 パブリック・コメント手続（意見募集）

別紙「防災活動に関する事務事業の見直しについて（素案）」

防災活動に関する事務事業の見直しについて（素案）

自主防災組織の現状と課題

災害時に、地域社会が協力して被害を最小限に抑えるための共助を担う、自主防災組織の組織化率は千葉県及び全国の平均と比べて低い状態です。

令和元年実施の自治会長へのアンケートでは、自治会等で防災活動が活発でない組織があることや、防災訓練の参加人数に比べ補助額が大きいと考えられる組織も見受けられます。

自主防災組織の現状やアンケート結果から、事務事業見直しにおける防災組織の課題は、以下の3点と考えられます。

- 1 自主防災組織の組織化率の向上
- 2 防災活動の活性化
- 3 自主防災組織活動補助金の見直し

◆自主防災組織 組織化率の推移

年	組織数	組織化率 (%)		
		野田市	千葉県	全国
R3	222	47.8	68.7	84.4
R2	223	48.9	68.9	84.3
R1	223	49.8	69.1	84.1

※野田市の組織化率は各年6月1日現在

※千葉県・全国の組織化率は各年4月1日現在

1 自主防災組織の組織化率の向上

(1) 自主防災組織を結成していない理由（アンケート問54）

自治会長へのアンケートから、自主防災組織で活用する資機材の準備や自治会員の構成状況等が理由で結成されていないことが確認できます。

◆アンケート結果（複数回答可）

「自治会員の高齢化46件」、「防災倉庫を設置する場所がない42件」、

「自治会世帯数が少ない42件」、「防災倉庫・資機材を購入する資金がない32件」

(2) 自主防災組織結成への働き掛け

自治会長へのアンケートから、自主防災組織の結成に当たり、補助金を活用して防災倉庫の設置や資機材の整備が条件であるような印象を与えてしまっていることが読み取れ、

このことが自主防災組織の結成を阻害する要因の一つと考えられます。

また、結成に当たり、結成届、自主防災組織規約、自主防災組織防災計画、組織図、任務分担等の作成等が必要なため、結成の手続が負担となることも、結成を阻害する要因と考えられます。

自主防災組織における資機材の整備は、共助により地域で人命を守る（地域の方で救助を行う）上で重要です。しかしながら、地域で声を掛け合い地域内の逃げ遅れをなくすことも同じように重要であることを前面に出して、自主防災組織の結成・活動等を働き掛けてまいります。

◎自主防災組織設立の働き掛け

・自主防災組織設立手続きの簡素化（設立のハードルを下げる）

結成に関する書類の提出がなくても、地震発生時における住民同士の安否確認や、洪水に関する避難情報発令時の声の掛け合いを自治会等の取組として継続して行う場合は、自主防災組織とする。

同様に、自治会等で継続的に防災訓練を行っている場合は、自主防災組織とする。

2 自主防災活動の活性化（避難所運営委員会の設立）

アンケート結果では、自主防災組織を結成していますが、訓練を行っていない組織もありました。

災害時（特に震災時）には、市職員が被災し避難所に到着できない場合のほか、避難生活の長期化により、市職員が復旧業務に従事する場合もあり、これらの場合では、避難された皆様が主体となり避難所運営委員会を立ち上げ、避難所の運営を行う必要があります。

また、避難所運営は、複数の自主防災組織（自治会）で行うこととなります。平時から避難所運営委員会を組織し、避難所開設・運営訓練、避難所運営マニュアルの見直し等を行うことにより、災害時の避難所運営において混乱が少なくなります。

自主防災組織を組織していない小規模な自治会や、高齢化等により防災訓練を行っていない自主防災組織も防災活動へ参加することにより、避難所を中心とした地域の自主防災組織（自治会）相互の連携した防災活動が期待できます。

◎避難所運営委員会の効果

- ・発災直後から避難者による避難所の運営ができる。
- ・普段から避難所を中心とする地域内の情報の共有及び連携の強化が図れる。
- ・小規模又は高齢化の課題を抱える自主防災組織が他の組織と一緒に活動できる。
- ・自主防災組織を結成していない自治会の防災力の向上が期待できる。
- ・運営に参加した自治会を自主防災組織とし、防災力の向上を図る。

3 自主防災組織育成補助金の見直し

(1) 自主防災組織育成補助金の現状

自主防災組織育成補助金は、防災活動を行う上で必要な資機材等の整備に対する補助（資機材等補助金）と、防災活動に必要な経費に対する補助（活動補助金）に分けて交付しています。

①資機材等補助金

i) 自主防災組織を設立後、防災資機材等（一部の消耗品を除く。）の整備に対する補助

【補助内容】20万円+1,800円×構成世帯数を補助上限金額

ii) 既に資機材補助金の交付を受けている自主防災組織で、交付決定から4年を経過している自主防災組織が資機材等の修繕・購入に対する補助

【補助内容】10万円+900円×構成世帯数の金額を上限に、補助対象経費の2分の1以内の額

②活動補助金

自主防災組織が行う防災活動に必要な経費に対する補助。（防災訓練を実施すること等が条件）

補助額は、自主防災組織構成世帯数に単価を乗じたもので、単価は初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導又は被災者支援の防災訓練のうち、3種類以上のものを実施した場合に250円、それ以外は200円になります。

i) 3種類以上 250円×自主防災組織構成世帯数

ii) 2種類以下 200円×自主防災組織構成世帯数

(2) 自主防災組織育成事業補助金の課題

自主防災組織結成時に、資機材補助金を活用し資機材を整備しなければならないとの印象を与えています。

また、活動補助金は、訓練参加者の人数でなく自主防災組織構成世帯数を基準に交付しているため、世帯数の多い自主防災組織では、補助金の一部が自治会運営費に繰り入れられていることも考えられます。

(3) 自主防災組織育成事業補助金についての協議

①資機材等補助金

資機材等の整備は、共助により地域で人命を守る上で重要であること、補助金全てを資機材等の購入に充てていることから、見直しを行わないことといたします。

なお、結成時に、資機材等補助金を活用し資機材等を整備しなければならないと捉えている自治会等に対しては、資機材等の整備は同時期でなくても良いことを伝えていきます。

②活動補助金

自主防災組織の活性化を図るため、活動補助金の見直しを行います。

i) 自主防災組織の考え方

共助として地域で人命を守る・救助を行うことに加え、災害時や災害が発生する恐れがある場合に、地域で声を掛け合い、地域内の安否確認や逃げ遅れをなくすことも重要な防災活動であることを再確認する。

ii) 自主防災組織の活性化

「組織の人数が小規模」「組織の高齢化」等の理由により訓練を行えない自主防災組織があることから、新たに組織が小規模の自治会や高齢化の自治会でも行うことができる訓練メニューを加え、組織の活性化を図る。

【新たな訓練メニュー】

- ・避難所運営委員会への参加
- ・図上訓練の実施
- ・自治会行事と組み合わせた訓練

iii) 自主防災組織結成手続の簡略

防災訓練は、自主防災組織を結成しなくても実施することが可能であることから、防災訓練等の防災活動を実施する自治会等に対しては、市に結成届等を提出しなくても自主防災組織として補助金を交付する。

(4) 活動補助金の見直し(案)

活動補助金の課題、新たな自主防災組織の考え方及び自主防災組織の活性化の考え方を踏まえ、次のとおりとしたいと考えております。

①補助金交付団体

既存の自主防災組織に加え、防災訓練等の防災活動を行う自治会に対し活動補助金を交付する。なお、資機材等補助金については、組織的な管理・訓練・活用が必要となるから、現行の手続を行った自主防災組織に対し交付する。

②訓練項目

- i) 現行の防災訓練
- ii) 避難所運営委員会への参加
- iii) 図上訓練(HUG、DIG等)
- iv) ながら防災訓練(他の行事を行いながら、安否確認、避難誘導訓練等を実施)

③補助金の額

現行では、自主防災組織の運営に対する費用と活動(訓練等)に対する費用を分けずに交

付しているが、運営に対する費用（i）と活動に対する費用（ii）を分けて算出する。

i) 運営に係る補助：会議や研修、資料作成等、組織を運営していくための費用を、世帯数に合わせ定額を補助する。 【追加】

世帯数	補助額	世帯数	補助額	世帯数	補助額
～50	5,000	201～250	25,000	401～450	45,000
51～100	10,000	251～300	30,000	451～	50,000
101～150	15,000	301～350	35,000		
151～200	20,000	351～400	40,000		

ii) 活動に係る補助

※活動に係る補助は、これまでの構成世帯数による積算から、訓練参加人数による積算に改める

ア) 現行の防災訓練 【変更】

初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導又は被災者支援の防災訓練のうち、3種類以上の訓練を実施した場合に250円、2種類以下は200円を基本額とし、参加人数を乗じて補助金を交付する。

- ・ 3種類以上実施 250円×訓練参加人数
- ・ 2種類以下実施 200円×訓練参加人数

イ) 避難所運営委員会への参加 【追加】

災害に備え発災前に避難所運営委員会を組織し、避難所単位で避難所運営に関する協議、訓練等を実施した場合に250円を基本額とし、避難所運営委員会に参加した人数を乗じて補助金を交付する。

ウ) 図上訓練（HUG・DIG等） 【追加】

自治会等・自主防災組織・避難所運営委員会の各組織でHUG・DIG等の図上訓を実施した場合に、300円を基本額とし、図上訓練に参加した人数を乗じて補助金を交付する。

エ) ながら防災訓練 【追加】

自治会行事（総会、環境美化、運動会等）に併せて、安否確認訓練・避難誘導訓練等を実施した場合に100円を基本額とし、訓練に参加した人数を乗じて補助金を交付する。

④補助要件

i) 運営に係る補助

現行の防災訓練、避難所運営委員会参加、図上訓練、ながら防災訓練のいずれかの訓練

を実施した場合に、年度につき1回限り補助金を交付する。

ii) 活動に係る補助

現行の防災訓練、ながら防災訓練を実施した場合に、それぞれの訓練に対し年度につき1回に限り補助を行う。

避難所運営委員会への参加及び図上訓練を実施した場合は、参加者の数に応じて補助を行う。(同一年度内に複数回の補助も可)

⑤現行と見直し案の比較 (従来からの防災訓練のみで比較)

		50世帯	101世帯	150世帯	300世帯	451世帯
現在の制度		12,500円	25,250円	37,500円	75,000円	125,000円
見直し案※	①訓練3割参加	8,750円	22,500円	26,250円	52,500円	87,750円
	②訓練4割参加	10,000円	25,000円	30,000円	60,000円	95,000円
	③訓練5割参加	11,250円	27,500円	33,750円	67,500円	106,250円

※見直し案額は運営補助の額+活動補助の額

※活動補助の額は訓練参加人数に乗ずるため、上記金額より参加人数によって大きくなる可能性がある。

※平成30年度自主防災組織防災訓練平均参加率38.85%

◆ながら防災訓練を実施した場合は、上記見直し案に加算

		50世帯	101世帯	150世帯	300世帯	451世帯
現在の制度		0円	0円	0円	0円	0円
見直し案	①訓練3割参加	1,500円	3,000円	4,500円	9,000円	13,500円
	②訓練4割参加	2,000円	4,000円	6,000円	12,000円	18,000円
	③訓練5割参加	2,500円	5,000円	7,500円	15,000円	22,500円

⑥ながら防災訓練のみ実施

		50世帯	101世帯	150世帯	300世帯	451世帯
運営補助		5,000円	15,000円	15,000円	30,000円	50,000円
活動補助	①訓練3割参加	1,500円	3,000円	4,500円	9,000円	13,500円
	②訓練4割参加	2,000円	4,000円	6,000円	12,000円	18,000円
	③訓練5割参加	2,500円	5,000円	7,500円	15,000円	22,500円

パブリック・コメント Q&A

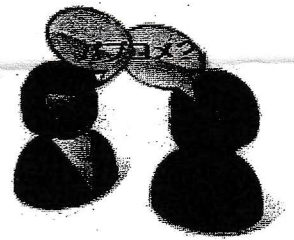
ページ番号 1001232

更新日 平成27年1月29日

野田市では、パブリック・コメント手続制度を活用し、市民の皆さんとよりよいまちづくりを進めていこうと考えています。皆さんもぜひご参加いただき、ご意見をお寄せください。

Q1 最近、パブリック・コメントってよく聞くけど、一体何のことなの？

A パブリック・コメントとは、もともと国の機関が政令や省令などを制定する際に、事前に案を公表して、広く国民から意見や情報を募集する手続で、野田市も平成19年4月から試行として手続を始め、平成22年6月30日から「野田市パブリック・コメント手続条例」を制定し、本格的に開始したんだ。



Q2 野田市ではどのようなものがパブリック・コメント手続（以下「パブコメ」）の対象になるの？

A 市のパブコメでは、市の基本的な方向性を示す計画や条例を対象にしている、限定された区域や特定の市民を対象としたもの、また、市民に直接の影響がない市役所内部の決めごとなどは対象としていないんだ。

Q3 ところで、パブコメを実施しているのかどうかは、どこに行けばわかるの。

A 意見募集については、市報と市のホームページで事前にお知らせしているよ。意見を募集する案や関係資料については、市のホームページ、担当課の窓口、本庁舎といちいのホール行政資料コーナー、各公民館及び各図書館などで見ることができるんだよ。

Q4 私も意見を提出できるの？

A もちろんだよ。野田市に住んでいる人や野田市で仕事をしている人など、野田市に関係がある人は誰でも意見を提出できるんだ。

Q5 意見はどうやって提出するの？ どんなことを言いたらいいんだろう？

A 難しく考えることはないよ。ホームページなどで公開された計画や条例などの案を見て、

「何ページの「〇〇〇」という項目は、こうした方が良いのではないか。」

「私は「反対、賛成」である、理由は「×××」である。」など、思ったことを箇条書きや文章にまとめて市の担当課に提出すればいいんだよ。

Q6 思ったより簡単そうね。

A このような意見の書き方もあるので、書き方例をご紹介します。



1. ●ページの「〇〇〇」という項目に、「▲▲▲」を加えてはどうか。
2. ●ページの「□□□」については、「△△△」という情報もあるので取り入れてはいかがでしょうか。
3. ●ページの「□□□」については、基本的に賛成である。●●部門こそ、市が力を入れて行うべき基本的役目である。
4. 各項目に抽象的な表現が多く、具体的に何をどうするのが不明確な部分が多い。目標を数値で表すなど、より具体的に結果が出せるよう工夫した方が良い。



意見は、市のホームページのパブリック・コメントのページから直接送信ができるし、ファクス、郵送、直接持参するなどの方法でも受け付けているよ。それから、意見募集期間中は、本庁舎といちいのホールの行政資料コーナー、各公民館、各図書館に意見投函箱が設置してあるので、そこに投函することもできるよ。

Q7 私も意見を送れば取り扱ってもらえるのかな？

A そうだね、パブコメは、提出された意見を参考にして、より良い案にするための手続だからね。寄せられたすべての意見にきちんと目を通し、意見の概要や意見に対する市の考え方も市ホームページで公表しているんだよ。つまり、行政の説明責任が伴っていることが特徴だね。ただし、募集の趣旨と直接関係のない意見については、パブコメの意見として取り扱われないから注意してね。

Q8 なるほど。パブコメは、私たちが手軽に市政に参加できるってことなのね。でも、本当に私の意見が反映されるのかしら。

A パブコメは、寄せられた意見数が多いものから反映させるというわけではなく、意見の内容を大切にしているんだ。平成21年度に実施した人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）では、寄せられた意見は18件だったけど、そのうち13件の意見を参考に内容を充実させて最終案ができたんだよ。

そうか！私が思ったこと感じたことを素直に書いて提出すればいいのね。

今回の話を聞いて、私たち市民の意見が、野田市の政策の方向性を決めるのにとっても大きな影響を与えるものだということが分かったわ。

皆さんも、ぜひ、パブコメに参加しましょう。

ご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらともいえない わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

送信

野田市都市計画マスタープラン（素案）

ページ番号 1036190

更新日 令和4年11月17日

管理番号：04-5

意見を募集する趣旨

現行の「野田市都市計画マスタープラン」は、平成14年8月に策定し、目標年次をおおむね20年後の令和4年までとした将来都市像や、まちづくりの方向性を明示した、市民と行政との共通の方針です。

市民の意見を踏まえ、上位計画との整合を図り、幾度かの改訂を経て運用してきましたが、目標年次である令和4年度中に改訂するため、庁内の都市計画マスタープラン検討委員会において、改訂方針を定め、野田市都市計画審議会に改訂方針の説明を行い、作業を進めてまいりました。

改訂の基本的な考え方として、各種計画との整合を図り、SDGs(持続可能な開発目標)の目標を設定し、関宿元町地区の工業団地整備の位置付け、郷土の偉人である鈴木貫太郎翁を顕彰する記念館など、特色ある地域資源を活かしたまちづくりなどを取り入れることとしております。

この度、野田市都市計画マスタープラン（素案）がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号

「市の基本的な政策に関する計画の策定または変更」

意見を募集する政策等の案及び参考資料

[野田市都市計画マスタープラン（素案）](#)（PDF 7.3MB）

政策等の案の入手方法

市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード

文書閲覧

- 市役所6階都市計画課（担当課）
- 市役所1階行政資料コーナー
- いちいのホール1階行政資料コーナー
- 各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
- 各図書館（興風、南、北、せきやど）

- 生涯学習センター

意見の募集期間

令和4年11月17日（木曜日） から令和4年12月16日（金曜日） まで

意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する方、市内に通勤または通学している方、本案件に利害関係を有する方

意見の提出方法

郵送の場合

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
野田市役所 都市部都市計画課 宛て
12月16日の消印有効（募集期間最終日）

持参の場合

窓口での受付

市役所6階 都市計画課
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
受付時間：8時30分から17時15分まで

意見投函箱

- 市役所1階総合案内
- いちいのホール1階関宿支所
受付時間：8時30分から17時15分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 各公民館、各図書館、生涯学習センター（休館日を除く）
受付時間：各施設とも開館時間内

ファクスの場合

（ファクス番号）04-7122-1558

ちば電子申請サービスの場合

ちば電子申請サービス（外部リンク）からもお申し込みいただけます。
なお、はじめて利用する方は必ず、「ちば電子申請サービスについて」の「利用方法」をご確認ください。

- お申し込みはこちらから
[インターネットによる申し込み（ちば電子申請サービス）](#)

- [はじめて利用する方はこちらから
ちば電子申請サービスについて](#)

電子メールの場合

[ご意見はこちらから](#)

意見を提出する書式について

[意見提出用紙（Word 37.5KB）](#)

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、**野田市都市計画マスタープラン（素案）に対する意見**と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせ

都市部都市計画課

電話 04-7123-1193（直通）

ご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらともいえない わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

送信

このページに関するお問い合わせ

都市部 都市計画課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7123-1193

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)